

定年世代アプローチコース

TEXT 1

定年前後の手続きとアドバイス 編

Chapter ① 定年世代を知る

Part 1	金融行動でみるリタイアメント層とは	2
Part 2	定年世代アプローチのポイント	11
Part 3	定年前後の手続き&スケジュール	16

Chapter ② 年金の要点整理と手続き&アドバイス

Part 1	公的年金のしくみはどうなっているのか	20
Part 2	老齢年金を受けるために必要な資格期間は	25
Part 3	年金はいつから受給できるか	29
Part 4	特別支給の老齢厚生年金（60歳代前半の老齢厚生年金）の受給額は	32
Part 5	老齢基礎年金の受給額は	35
Part 6	60歳代後半の老齢厚生年金の受給額は	37
Part 7	公務員などの人は	41
Part 8	企業年金・確定拠出年金・国民年金基金のしくみは	43
Part 9	年金受給の手続きのアドバイスは	48
Part10	受給の繰上げ・繰下げはできるのか	52
Part11	働きながら年金を受けるときのアドバイスは	55
Part12	雇用保険との調整は	57
Part13	その他様々なケースの年金	59

Chapter ③ 雇用保険等の各種手続き&アドバイス

Part 1	社会保険のしくみはどうなっているか	66
Part 2	雇用保険のしくみはどうなっているか	69
Part 3	雇用延長の場合の雇用保険手続きとアドバイス	72
Part 4	退職する場合の雇用保険手続きとアドバイス	75
Part 5	退職する場合の健康保険選択の手続きとアドバイス	78
Part 6	介護保険制度のしくみとアドバイス	81
Part 7	高齢者医療制度のしくみ	84

Chapter ④ 各種金融商品の要点整理 & アドバイス

Part 1	定年世代に適した金融商品とは	88
Part 2	退職金専用定期預金のしくみとアドバイス	90
Part 3	公社債投信のしくみとアドバイス	92
Part 4	債券のしくみとアドバイス	94
Part 5	個人向け国債のしくみとアドバイス	96
Part 6	投資信託のしくみとアドバイス	98
Part 7	上場投信、不動産投信のしくみとアドバイス	100
Part 8	個人年金保険のしくみとアドバイス	102
Part 9	株式投資のしくみとアドバイス	104
Part10	外貨預金等外貨建て商品のしくみとアドバイス	106

Chapter ⑤ 相続・遺言等の要点整理 & アドバイス

Part 1	相続の開始と相続人	110
Part 2	相続税の課税と税額計算	113
Part 3	相続税の申告と納付	118
Part 4	相続発生時の手続きとアドバイス	120
Part 5	遺言の種類と効果	122
Part 6	遺言信託のしくみと活用	125
Part 7	生前贈与と相続対策	128

Chapter ⑥ 退職金等に係る税金 & アドバイス

Part 1	退職金に係る税金とアドバイス	134
Part 2	年金に係る税金とアドバイス	137
Part 3	退職後に係る税金とアドバイス	140

定年前後の手続き & スケジュール

定年前後には、「年金」「雇用保険」「健康保険」「税金」関係など様々な手続きが必要となります。これら定年前後に関連する制度や規定は、一見複雑に見えますが、以下の一覧表により、その概要を理解しておいてください。「これから定年を迎えるけど、何を、どこへ、いつまでに、…」など不安を抱くお客さまから相談を受けた際に役立つでしょう。

雇用保険

退職 6 か月前～3 か月前

- **退職予定日の6か月前**
- 失業給付の計算用に、退職前6か月分の給与明細を保管。
- 退職後の働き方を決めておきたい時期。
- **退職予定日の3か月前**
- 「離職票」の受け取り手順・発行予定などを会社に確認。
- 「雇用保険被保険者証」等を用意。手元になければ会社に依頼。
- 求職申込をするハローワークの所在地を確認。

退職後

- **退職からなるべくすみやかに**
- 「離職票」を会社から受け取る。記載内容をチェックし、本人記入欄に記入。
- 失業給付（基本手当）の振込先金融機関を決定。
- ハローワークで求職申込をする。
- **求職申込から約10日～2週間後**
- 「雇用保険説明会」に出席。
- 「雇用保険受給資格者証」を受け取る。
- 「認定日」が指定される。
- **求職申込から約4週間後（雇用保険説明会から約2週間後）**
- 「失業認定申告書」を提出。
- 以後、4週間に1回、指定の「認定日」にハローワークへ。
- **失業給付の振込（認定日の約1週間後）**
- 指定した金融機関への振込をチェック。

健康保険

退職 2 年前～6 か月前

- 退職以後どの制度に加入するか、あらかじめ検討。
- 人間ドックなどで病気の有無をチェック。

退職 1 か月前

- 退職日に「健康保険被保険者証」を会社へ返却。コピーをとっておく。
- 退職後に加入する制度の手続き書類を確認。

退職後

加入する制度によって コースが分かります。

- **家族の健康保険の被保険者になる場合**
- 退職日の翌日より5日以内に「家族の勤務先」で手続き。
- **国民健康保険に加入する場合**
- 退職日翌日より14日以内に「住所地の市区町村役場」で手続き。
- **会社の健康保険の任意継続被保険者になる場合**
- 退職日の翌日より20日以内に「加入していた健康保険組合、または全国健康保険協会の都道府県支部※」で手続き。

※全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の場合

詳しくはChapter 3へ！

詳しくはChapter 3へ！

年金

50～58歳

- 60歳以後の生活設計をスタート。
- 「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」、年金事務所などで年金加入記録や年金見込額を調べておきます。

59歳

- 59歳の誕生日に詳細な年金加入記録が同封された「ねんきん定期便」が届く。
- 記載内容をチェック。
- 年金見込額も再度、確認する。
- 「もれ」や「誤り」があった場合、「年金加入記録回答票」に記入してすみやかに返送する。
- 「ねんきん定期便」が届かない人は、年金事務所などに相談。

60*～65歳

- 受けられる年齢の誕生日の約3か月前に「年金請求書」が届く。
- 「年金請求書」を年金事務所に提出。
- 2～3か月後、「年金証書・年金決定通知書」が届く。
- さらに約1～2か月後から、年金が振り込まれる。
- 退職日に「年金手帳」を受け取る（会社が保管している場合。）

* 特別支給の老齢厚生年金を受けられる年齢は、昭和28年4月1日（女性は昭和33年4月1日）以前生まれの人は60歳から、昭和28年4月2日（女性は昭和33年4月2日）以降生まれの人は生年月日によって61歳から65歳になります。

年金受給開始後

- 毎年、「扶養親族等申告書」が届く。記入後に返送。
- 65歳になるとハガキ形式の「年金請求書」が届く。記入後すみやかに返送。
- 国民年金のみの加入者で65歳から年金受給資格が発生する人は、65歳の誕生日の約3か月前に「年金請求書」が届く。

詳しくはChapter 2へ！

税金

退職1か月前

- 「退職所得の受給に関する申告書」を提出（退職金が支払われるまでに）。
- 提出者は、所得税等の計算において、退職金支給時点で「退職所得控除」を受けられる（原則確定申告は不要）。
- 未提出者は、退職所得控除が受けられないので確定申告で還付を受ける。

退職日および年内

- 退職金支給後、「退職所得の源泉徴収票」を受け取る。
- 「住民税」の未納分を一括精算。（退職日が1～5月の場合）
- 「給与所得の源泉徴収票」を受け取り、大切に保管。

退職の翌年

- 2月16日～3月15日
- 確定申告をする。
- 6月頃
- 住民税の納入通知書が届くので、期限までに支払う。65歳以上の年金受給者の住民税は原則として年金から天引きされる。

詳しくはChapter 5、6へ！



権利は請求しなければ受け取ることはできない

社会保険の大原則は、「権利は請求しなければ何も受け取ることができない」ということです。年金は、保険料を払い続けたのだから国が手続きをしてくれて自動的に支給されるだろうと思いついていない人がいるようですが、請求しなければ何も受け取ることができません。保険給付は請求主義が原則で、それも一定期間に行わないと時効にかかるなど、本来の受取額がもらえないこととなりますので、お客さまへこの点をアドバイスするとよいでしょう。

公的年金のしくみは どうなっているのか

- 公的年金制度のしくみ
- 保険料と免除等
- 退職の場合の手続き



定年後のライフスタイルは、再就職する人、自営業者になる人、ボランティアに励む人など様々。その生活の支えとなる柱が公的年金です。公的年金制度のしくみや退職後に必要な手続きを押さえておきましょう。

公的年金制度は3階建て

公的年金制度は、1階部分の国民年金制度を土台として、2階部分の厚生年金保険制度、3階部分の企業年金などがあります。

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。また、厚生年金保険は、原則として、厚生年金保険の適用事業所に勤める70歳未満の人が加入します。

【図表 2-1】年金制度の体系

(数値は平成27年3月末現在)

約21万人		約363万人		約782万人	約505万人	
国民年金 基金 約45万人	確定拠出 年金 (個人型)	厚生年金 基金 (代行部分)	確定給付 企業年金	確定拠出 年金 (企業型)	年金払い 退職給付	[3 F]
		厚生年金保険 (民間会社員等) 約3,599万人			(公務員等) 約441万人	[2 F]
国民年金(基礎年金) 約6,713万人						[1 F]
第1号被保険者 (自営業者等) 約1,742万人		第2号被保険者 (会社員・公務員等) 約4,039万人		第3号被保険者 (第2号被保険者の被扶養配偶者) 約932万人		

(出所) 企業年金連合会ホームページ(合計値のずれは端数によるもの)

国民年金の加入種別は3種類

国民年金の加入種別は3種類あり、その人の職業等によって加入種別が異なります。

【図表 2-2】国民年金の加入種別

第1号被保険者	日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人（外国人を含む）で、第2号被保険者・第3号被保険者にならない人。自営業者、学生、無職の人などが該当。
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者（65歳以上で老齢年金等を受ける人を除く）。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人。第3号被保険者となるには、日本年金機構への届出が必要。ただし、年収が130万円以上で健康保険の扶養となれない人は第3号被保険者とはならず、第1号被保険者となる。

国民年金の保険料

1 第1号被保険者

国民年金の保険料は、1か月当り16,490円（平成29年度）です。この保険料は、平成16年度に決められた年度ごとの保険料額に、保険料改定率を掛けた金額となっています。納付にあたっては、納付書による納付や口座振替などの方法により自分で納めます。6か月払い・1年払い・2年払いができる前納制度があり、この制度を利用することによって保険料が割引されます。また、第1号被保険者は、定額保険料に付加保険料（月額400円）を上乗せして納めることができます。付加保険料を納めると将来、付加年金が受給できます。付加年金の申込窓口は、居住している市区役所・町村役場です。

2 第2号被保険者

第2号被保険者となる厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険料を納めます。

なお、第2号被保険者の国民年金保険料は、厚生年金保険料に含まれ、被用者年金制度（厚生年金保険・共済組合）が、国民年金制度に基礎年金拠出金を交付するしくみとなっています。

3 第3号被保険者

国民年金の第3号被保険者は、自身で国民年金保険料を納付する必要はありません。配偶者である第2号被保険者が加入している被用者年金制度（厚生年金保険・共済組合）が、国民年金制度に基礎年金拠出金を交付するかたちとなります。

第1号被保険者の保険料の免除・納付猶予・追納

1 保険料の免除・納付猶予

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月に申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請して承認されると保険料が免除されます。免除には、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の4種類があります。なお、お客さまのお子さまが、以下の納付猶予の対象になることもありますので、制度について押さえておくことが

Chapter ① リタイアメントプランの提案

Part 1	定年延長とリタイアメントプランの必要性	2
Part 2	リタイアメントプランの作り方と提案	5
Part 3	事例にみる —— プランの見直し提案とアプローチ	10

Chapter ② 退職金獲得アプローチ

Part 1	退職金の情報収集策	14
Part 2	事例にみる —— 窓口でのアプローチ	17
Part 3	事例にみる —— 訪問先でのアプローチ	23

Chapter ③ 年金口座獲得アプローチ

Part 1	年金受給対象者の情報収集策	30
Part 2	事例にみる —— 年金相談会でのアプローチ	32
Part 3	事例にみる —— 他金融機関からの奪取策	38

Chapter ④ 退職金運用と金融商品の提案

Part 1	退職金の運用プランとポートフォリオ	44
Part 2	リスク説明とコンプライアンス	53
Part 3	事例にみる —— ニーズ別資産運用提案	56
Part 4	事例にみる —— 退職金によるローンの整理	63

Chapter ⑤ 保険商品等の活用と資産運用

Part 1	生命保険の見直し	66
Part 2	定額・変額個人年金保険の活用と資産運用	69
Part 3	外貨建て定額個人年金保険の活用と資産運用	72
Part 4	その他保険商品の活用と資産運用	74
Part 5	事例にみる —— 窓口でのアプローチ	76
Part 6	事例にみる —— 訪問先でのアプローチ	81

Chapter ⑥ 家族構成別ライフプランの提案

- Part 1 ライフスタイルとプラン作成のポイント 88
- Part 2 事例にみる —— 家族構成別ライフプラン提案 92

Chapter ⑦ ポートフォリオ営業の実践

- Part 1 ポートフォリオの考え方 102
- Part 2 運用方法の見直しの必要性 109
- Part 3 事例にみる —— ポートフォリオ営業の実践 111

事例にみる— 家族構成別ライフプラン提案

- 子どもがいるケース
- 子どもがいないケース
- 二世帯同居ケース



Part 1 の解説を踏まえ、具体的な事例に基づくトーク例を紹介します。なお、将来の細かな出費の予定を聞いたり、将来の相続への準備状況を確認したりする必要があるため、良好な信頼関係を築いていることを前提条件としています。

子どもがいるケース

森様は、長年取引をしていただいているお客さまで、良好な関係を築けています。お子様2人もすでに社会人となっており、これからは夫婦でのんびり暮らしたいと考えているようです。今回、森様は、先月入金された退職金の運用について相談にいらしていました。



【顧客属性】

氏 名…森伸二

年 齢…60歳

職 業…無職

家族構成…妻（59歳）、子ども2人は社会人として独立（別居）

住 ま い…一戸建て（住宅ローンはすでに完済）

退職金も含めたお金の運用について聞きたいんだけど。



では、森様の資産運用を考えていくのにあたって、改めて家計の收支状況や資産状況について少し伺いたいのですが、今後のリタイア後の生活については、年金収入等で生活費は賄える状況でしょうか？

そうだね。公的年金と個人年金、そして財形年金が少しあるから、生活費くらいは賄えるとは思っているよ。





そうですか。では、退職金を含めてお預けいただいている約4,000万円のお金は比較的余裕のある資金と考えてよさそうですね。ほかに一時的な支出の予定などを伺いたいのですが、お子さまたちへの出費の予定などは考えていらっしゃいますか？ 例えば、結婚資金援助や住宅資金援助など。

うん。上の子が結婚したときに200万円ほど援助したので、下の子が結婚するときにも同様に援助しようかとは思っているけどね。だけど、住宅資金援助についてはあまり考えていないね。子どもからの要請があれば少しは考えてみようかと思うけど、本当に住宅を取得するなら、親をあてにせず、自分たちの身の丈にあったものを選んでほしいね。



そうですか、わかりました。下のお子様の結婚資金援助は予定しておいたほうがよいですね。そのほか、ご自宅のリフォームなどは将来的にお考えですか？

ああ、そうだね。いずれはバリアフリーなどを考えないといけな
いだろうね。そういえば具体的には考えていなかったよ。



では、下のお子さまの結婚資金援助や将来的なリフォーム資金などを考えると、1,000万円近くは安全性と換金性を重視した運用にしたほうがよいかもしれませんね。そして、残り3,000万円程度で、様々な資産のバランスを考えた組み合わせによる運用を考えてみてはいかがでしょうか。

そうか。そういうふうに分けて考えればいいんだね。



そうです。それから、様々な資産の組み合わせによるポートフォリオ運用を考える際の商品選択をする前に、もう一点、確認させていただきたいのですが、将来の相続に関して、お子さまたちに残してあげたい資産や残してあげたい金額などは考えていらっしゃいますか？

子どもたちに残す財産ねえ。あまり考えたことなかったな。自宅の土地建物は必然的に残るんだろうけど、それ以外で何かを残そうとか、現時点ではあまり考えていないね。それによって運用も違ってくるのかい？



そうですね。どの程度残すのかが明確な場合は、終身保険などを使って先に受取人と金額を決めてしまうのも1つの方法なのです。遺言書を書かなくても保険金は必ず受取人に支払われますので、子どもたちが遺産分割で争う心配もなくなりますし、現在の税制が続くなら、保険金には一定の非課税枠があるので、その枠を有効活用できる可能性があるからです。

ほう。そうなのか。じゃあ、少しは考えてみるかな。仮に、2人の子どもに500万円ずつを残すとしたら、それぞれを受取人にして500万円の終身保険に入っておけばいいんだね。



そうです。そうすれば、何歳で亡くなられても、お子様には必ず500万円ずつの保険金が支払われます。このように、先に残すお金を決めてしまえば、あとは万一に備えながら使ってしまうとよいお金になりますので、安心して使っていくことができるようになります。

おお、そういうことになるね。



ですので、安全性と換金性を重視するお金として1,000万円程度は引き続き預金中心でよいと思います。そして、残すお金として合計1,000万円は終身保険。残り2,000万円は、将来のインフレや円安など、様々なリスクに備えながら運用し、取り崩しながら使っていくように、複数の投資信託などを組み合わせた運用を考えてみてはいかがでしょうか。

そうだね。じゃあ、その方向で考えてみようか。

